

## 地方創生に関する政策討論会議の設置について（案）

### 1 設置の目的

国・地方を挙げて取り組んでいる人口減少克服・地方創生は、本県においても喫緊の政策課題となっている。現在、県では、本県における人口の現状と将来の展望を提示する「三重県人口ビジョン（仮称）」及び、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向などを束ねる「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定を鋭意、進めているところである。

地方創生に関する政策課題については、本県の将来を見据えた非常に重要な県行政となることから、本県議会としても、県民の視点に立った計画等となるよう、三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として、「地方創生に関する政策討論会議（以下「会議」という。）を設置して調査を行うこととする。

### 2 会議の構成

- (1) 委員定数は、総数15名以内とする。  
なお、委員は、県議会議員のうちから議長が指名する。
- (2) 会議には、座長1名、副座長1名を置くものとする。
- (3) 座長は議長、副座長は副議長とし、座長は会務を総理する。
- (4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

### 3 会議の運営方法

- (1) 会議は座長が招集し、原則として公開とする。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- (4) 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。
- (5) 議題や論点について意見や提案がある委員は、原則として事前に文書で座長に提出する。
- (6) 会議では、原則として提出された意見や提案をもとに討論を行うものとする。
- (7) 会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）に準ずるものとする。

### 4 会議設置期間

会議の設置は、討論が終了するまでとする。